

平成29年度おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務 応募要項

本要項は、本県に在住する起業意欲の高い外国人留学生に対し、県内外のベンチャーキャピタルや個人投資家等（以下「投資家等」という）とのマッチング機会を提供し、起業の前提となる経営・管理ビザ取得に必要な資金調達を支援することで、留学生の能力やネットワークを生かした新たなベンチャー企業の創出を図るため、ビジネスプランの作成指導や磨き上げ、投資家等とのマッチングイベントを行うに当たり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

1 契約に付する事項

(1) 業務名

おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務

(2) 業務仕様書

別紙のとおり

(3) 業務の履行期間

契約の日から平成30年3月16日まで

(4) 限度額

6,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に

非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）

※全書類について、1部提出。A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）

①おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務企画提案書（様式1）

②提案者概要書（様式2）

③事業内容（様式自由・10枚以内）

・仕様書に沿って、本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。なお、招聘する予定の投資家等について具体名を記載するとともに、本業務に関連した過去の実績（概ね過去3年間程度）や、本業務の遂行に活用できるネットワーク等も記載すること。

④見積書（様式自由、実施予定の事業毎等、項目ごとにその単価、金額を記載）

⑤業務実施体制（様式3）

⑥誓約書（様式4）

⑦定款（写し）

⑧役員名簿

⑨直近1年間の事業報告書、収支計算書等（様式自由）

4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

平成29年5月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送により、下記の提出先に提出してください。

(3) 提出先

公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F

電話 097-534-2755

5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

（2）プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

（3）審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・起業希望を持つ留学生と投資家等とのマッチングを実現できる事業内容となるか。
- ・セミナーやイベントに参加者（留学生及び投資家）を呼び込むための具体的な工夫があるか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか（ベンチャー投資に係る支援の経験等）。
- ・関連機関（投資家等）とのネットワークや信頼関係を有しているか。
- ・事業終了後の継続的なフォローアップ等、参加者等に有益な付随的効果が期待できるか。

（4）審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

6 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとしします。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

（1）説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案に係る費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

9 事業報告等

(1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、知事あて提出すること。

(2) 機構は、中間報告書または実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10 留意事項

(1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。

(2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755

FAX 097-534-2760

【問い合わせ受付期間】

平成29年4月21日から平成29年5月12日まで（土日祝日を除く。）の午前
9時から午後5時まで

業 務 仕 様 書

1 業務名

おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務

2 目的

本県に在住する起業意欲の高い外国人留学生に対し、県内外のベンチャーキャピタルや個人投資家等（以下「投資家等」という）とのマッチング機会を提供し、起業の前提となる経営・管理ビザ取得に必要な資金調達を支援することで、留学生の能力やネットワークを生かした新たなベンチャー企業の創出を図るため、ビジネスプランの作成指導や磨き上げ、投資家等とのマッチングイベントを行う。

3 限度額

6,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務の実施期間

契約の日から平成30年3月16日

5 委託業務内容

(1) 集中セミナーの開催

- ・講義やワークショップ等により、ビジネスプランの作成やプレゼンテーション指導等を行う。
- ・主に本県に在住する起業意欲の高い外国人留学生からビジネスアイデアを募集し、成長可能性等を審査した上で30人程度を選定し、集中セミナーの受講者とする。
- ・集中セミナーを6回程度開講し、講座の最後に受講者からのプレゼンテーションを行わせ、投資家等からの出資の可能性等を審査した上で、個別コンサル対象者10人程度を選定する。

(2) 個別コンサル（ビジネスプランの磨き上げ）

- ・集中セミナーで選定した10人程度に対し、投資家等から出資を得ることに特化した伴走指導（エビデンスに基づくプランの精緻化、プレゼンテーションの磨き上げ等）を4ヶ月間程度行う。

(3) ピッチイベント（投資家等とのマッチング）

- ・県内外から投資家等を招き、個別コンサル対象者の留学生からビジネスプランをプレゼンするイベントを1回開催する。

- ・プレゼンにより、経営・管理ビザ取得に必要な資金調達につながる留学生と投資家等とのマッチング成立を目指す。

(4) フォローアップ

- ・プレゼンを行った留学生に対し、投資家等とのマッチングを成立させるために必要なフォローアップを行う。

(5) 報告書の作成

委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成する。

(様式1)

平成29年度おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務 企画提案書

平成29年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構
理事長 姫野 清高 殿

所在地

法人名

代表者

印

平成29年度おおいた留学生スタートアップ支援事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

【担当者連絡先】

所 属 _____

役 職 名 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____

(様式2)

提案者概要書

平成29年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 ー
	県内の事務所	〒 ー
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容(概要)		
その他特記事項		

※団体案内(パンフレット等)があれば添付してください。

(様式3)

業務実施体制

	氏名	所属・役職	担当業務
担当者			

再委託する予定がある場合

分担業務の内容	その理由

※この項目は、該当する場合に記入して下さい。

(様式4)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

法人・団体名

(ふりがな)

代表者氏名

印

代表者生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。